帯広消費者協会機関紙「おびひろ消協だより」

ささやき

臨時号
令和5年5月10日発行

一般社団法人帯広消費者協会
とかちプラザ１Ｆ（西4南13）
TEL　２２－７１６１（直通）
TEL　２２－８３９３（相談）
Fax　６６－５９６５
E-mail osk-1@atlas.plala.or.jp
URL http://obihiro-sk.main.jp/

５月は消費者月間

令和5年度　消費者月間統一テーマ
デジタルで快適、消費生活術
～　デジタル社会の進展と消費者のくらし　～

現在の「消費者基本法」の前身の「消費者保護基本法」が施行されたのが昭和43年5月30日で、これを記念して施行20周年にあたる昭和63年から、5月30日を「消費者の日」、5月を消費者月間と定めています。

消費者庁ウェブサイト（https://www.caa.go.jp）より

【移動パネル展示】

最近の消費者トラブルに関するトラブル事例や国民生活センターが発行する見守り新鮮情報のポスターなどの展示の他、新聞エコバッグ、アクリルたわし等手作り小物の展示を行います。

日程：5月16日(火)～ 19日(金)
場所：帯広市役所１階 市民ホール

【街頭啓発】

帯広市内にて消費者被害防止のため、街頭啓発（チラシ、啓発用粗品の配布）を行います。

日時：５月30日（火）
　　11:00～
場所：ダイイチ白樺店

みそづくり講習会について

毎年好評いただいている「みそづくり講習会」の令和4年度の実施について問い合わせがありました。

みそづくり講習会は例年2月に実施していますが、令和3年度は新型コロナ感染拡大のため中止となりました。

令和4年度につきましては、参加を希望していた方々の要望もあり、令和5年2月の実施予定を令和4年4月に前倒しして実施しましたので、すでに終了しております。

会員の皆さまの中にはこのことを知らずに、2月の実施を楽しみにされていた方もいらっしゃったと思います。皆さまにきちんとお知らせせず、申し訳ありませんでした。

令和5年度につきましては、例年通り2月に実施する予定ですので、皆さまの参加をお待ちしております。

コロナ禍もひと段落しつつあります。協会では料理講習会や動く講座などの事業も予定しておりますので、それらの事業にも、ぜひ参加くださいますようお願いいたします。

令和5年度 定時総会のご案内

令和5年度の定時総会を下記日程にて開催致します。詳細につきましては、同封の総会案内をご覧下さい。

日時：令和5年5月25日（木）
　　13時30分～

場所：とかちプラザ2階
　　視聴覚室

令和5年度 会費納入のお願い

本年度の会費につきまして、納入の御依頼書を同封いたしました。納入方、宜しくお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、事務局までご連絡下さい。

令和5年5月　価格の動向

購 入 日： 令和5年4月中旬～令和5年5月2日まで
単　　位： 円(小数点以下銭)

灯油（1㍑当たり）5店

	最低	最高	平均
今　月	109.00	117.70	113.04
前　月	109.00	117.70	113.04

ガソリン(1㍑当たり)11店

	最低	最高	平均
今　月	162.00	172.00	165.36
前　月	162.00	170.00	164.45

プロパンガス（メーター買い）3店

	1㎥当たり			5㎥当たり			10㎥当たり		
	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均
今　月	1,823.09	2,630.00	2,298.36	4,759.43	5,610.00	5,199.81	7,920.44	9,405.00	8,601.81
前　月	1,826.94	2,623.00	2,297.31	4,778.68	5,610.00	5,194.56	7,958.94	9,405.00	8,591.31

見守り新鮮情報

◇屋根や外壁、水回りなどの“**住宅修理**”
◇保険金で住宅修理できると勧誘する“**保険金の申請サポート**”
◇“インターネットや電話、電力・ガスの**契約切替**”
◇“**スマホのトラブル**”契約内容や操作を確認
◇健康食品や化粧品、医薬品などの“**定期購入**”
◇パソコンに警告表示“**サポート詐欺**”

高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル10選

◇“架空請求”、“**偽メール・偽 SMS**”
◇在宅時の突然の“**訪問勧誘、電話勧誘**”
◇“不安をあおる、同情や好意に**つけこむ勧誘**”
◇偽サイトなどに注意“**インターネット通販**”

ひとこと助言

●困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。
●消費生活センター等へは家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも相談することができます。身近な方がトラブルに気付いた場合には、できるだけ早く相談してください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第442号（2023年1月31日）発行：独立行政法人国民生活センター

帯広市消費生活アドバイスセンター

相談室 NOW

☎(0155)22-8393

新聞の訪問販売トラブル　長期間の契約は慎重に！！

【相談事例】

一人暮らしの母親が新聞の訪問勧誘を受け、半年分の購読契約をしました。強引に勧誘されたわけではありませんが、すでに他社の新聞を購読しているので不要ではないかと思います。契約の際にお米２キロと洗剤を受け取っていますが、クーリング・オフできるでしょうか。

消費者庁イラスト集より

【アドバイス】

新聞の訪問販売について、高齢者が長期契約をしてしまったという相談が寄せられています。長期の契約では、介護、入院などの理由で購読を続けられなくなる可能性があります。契約期間に定めがある契約は、消費者の都合で一方的に解約できません。契約をする前にその期間購読できるか慎重に考え、必要なければ断ることが大切です。

訪問販売の場合、契約書面を受け取った日を含め８日間はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフする際には、契約時に受け取った景品を返す必要があります。

また、訪問販売お断りステッカーを玄関先に貼って、お断りの意思表示をすることも一定の効果があります。

クーリング・オフについてや不明なことがあれば、消費生活アドバイスセンターにご相談ください。

訪問販売お断りステッカーは、アドバイスセンター展示室にあります。ご自由にお持ちください。

令和4年　相談件数

3月
110 件

令和4年度 累計件数
1，230 件

協賛団体のご紹介（令和5年4月現在）

当協会の目的と活動にご協賛いただいている協賛団体の方々です。

- 来海有起税理士事務所
- 帯広地方卸売市場株式会社
- 株式会社ズコーシャ
- 株式会社帯広ジャパン
- 宮坂建設工業株式会社
- 東洋印刷株式会社
- 株式会社オカモトホールディングス
- 株式会社まるよし